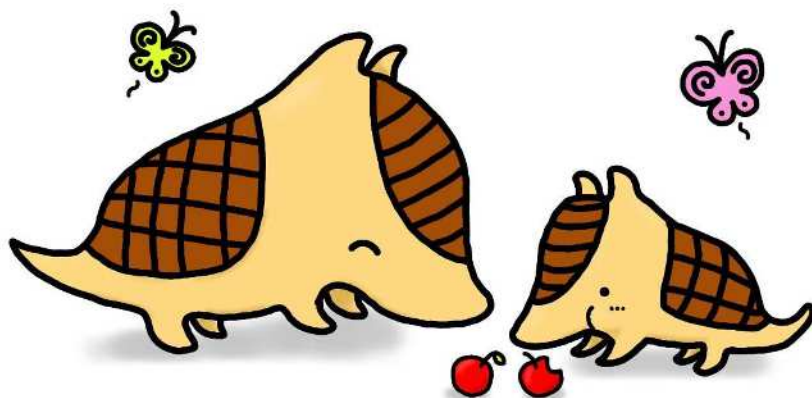


ひとり親家庭福祉制度のしおり

(2026年度版)



©2026tito



目次

相談窓口	・・・	1
ひとり親家庭の総合相談	・・・	1
就業相談	・・・	2
女性相談・子ども相談・こころの健康相談	・・・	3
就業支援	・・・	4
母子家庭等就業支援センター(ガーネットあいち)による相談・支援	・・・	4
仕事のスキルアップ、資格取得の支援	・・・	6
母子・父子家庭自立支援給付金	・・・	6
高等職業訓練促進資金の貸付	・・・	9
ひとり親家庭住宅支援資金の貸付	・・・	9
生活支援	・・・	10
ひとり親家庭生活支援事業	・・・	10
ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣	・・・	10
ひとり親家庭等児童の一時的な養育・保護	・・・	10
税金・年金保険料の軽減	・・・	11
母子・父子家庭等の医療費の公費負担	・・・	11
通勤定期の運賃の割引	・・・	11
その他の生活支援	・・・	11
住まい	・・・	12
公営住宅への優先入居	・・・	12
県営住宅の家賃の減額	・・・	12
母子生活支援施設への入所	・・・	12
セーフティネット住宅	・・・	12
教育	・・・	13
手当・貸付	・・・	14
児童扶養手当、愛知県遺児手当	・・・	14
愛知県子育て応援給付金	・・・	16
養育費確保支援給付金	・・・	16
母子父子寡婦福祉資金の貸付	・・・	17
主な制度の所得制限等	・・・	21
問合せ先	・・・	22

ひとり親家庭に関する福祉制度

ひとり親家庭や寡婦の方の自立支援として、就業をはじめ生活全般にわたる相談・指導を実施するとともに、ひとり親家庭への子育てや家事援助、子どもに対する基本的な生活習慣の習得支援や学習支援などの子育て・生活支援、就業支援講習会の開催などの就業支援、児童に対する養育費の確保支援、ひとり親家庭への手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援など、様々な角度から総合的・計画的な援助を国・県・市町村が連携して実施しています。



相 談 窓 口

■ひとり親家庭の総合相談

種 別	相 談 内 容	相 談 時 間 (祝日・年末年始は除く)	相 談 窓 口
市・県の 母子・父子自立支援員 への相談	ひとり親家庭及び 寡婦の方々の生活 全般にわたる各種 相談、子育ての相 談、就業に関する 相談	(各相談窓口により異なる)	市福祉事務所・ 県福祉相談センター(町村分) (P22, 23 参照)
ひとり親支援団体 愛知県母子寡婦福祉連合会 への相談		月・水・金 午前10時～午後4時	愛知母子・父子 福祉センター ☎ 052-915-8886
弁 護 士 相 談	各種の法律相談等 ※養育費や親権など 離婚に関する問題に ついては、離婚前 の方も対象	月～金曜日 午前9時00分～午後5時30分	愛知母子・父子 福祉センター ☎ 052-915-8862 ※相談には予約が必要
養 育 費 相 談	養育費に関する各 種相談 ※離婚前の方も対象 ※親子交流等の問題 も電話相談に応じます	<電話相談(養育費相談員)> 月～金曜日 午前10時～午後4時 <面接相談(司法書士等)> 毎週火曜日 午後1時30分・2時30分	愛知母子・父子 福祉センター <電話相談(養育費相談員)> ☎ 052-915-8816 <面接相談(司法書士等)> ☎ 052-915-8816・8862 ※相談には予約が必要

■就業相談

相談機関	相談内容	相 談 窓 口 (祝日・年末年始は除く)		
		名 称	所在地	☎ 電話
母子家庭等就業 支 援 セ ン タ ー (ガーネットあいち)	就業に関する相談、職業紹介等	母子家庭等就業支援センター (ガーネットあいち) 月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分		052-915-8824
公 共 職 業 安 定 所 (ハローワーク)	職業相談、職業紹介等	名古屋中 名古屋南 10-7-77 なるみ 名古屋東 豊橋 岡崎 一宮 半田 瀬戸 豊田 津島 刈谷 碧南出張所 西尾 犬山 豊川 蒲郡出張所 新城 春日井	名古屋市中区 名古屋市熱田区 名古屋市緑区 名古屋市名東区 豊橋市大国町 岡崎市羽根町 一宮市八幡 半田市宮路町 瀬戸市東長根町 豊田市常盤町 津島市寺前町 刈谷市若松町 碧南市浅間町 西尾市熊味町 犬山市松本町 豊川市千歳通 蒲郡市港町 新城市西入船 春日井市南下原町	052-855-3740 052-681-1211 052-629-4151 052-774-1115 0532-52-7191 0564-52-8609 0586-45-2048 0569-21-0023 0561-82-5123 0565-31-1400 0567-26-3158 0566-21-5001 0566-41-0327 0563-56-3622 0568-61-2185 0533-86-3178 0533-67-8609 0536-22-1160 0568-81-5135
マザーズハローワーク マザーズコーナー	主に、子育てしながら就職を 希望する方を対象とした就職 支援(職業相談、職業紹介等)	あいちマザーズハローワーク 052-855-3780 名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル3階) マザーズコーナー設置公共職業安定所 名古屋東、豊橋、刈谷、春日井、一宮		
あ い ち 労 働 総 合 支 援 フ ロ ア		名古屋市中村区名駅4-4-38 (ウイंकあいち17階)		
求人情報の検索及び職業紹介など		就労支援コーナー (ハローワーク)		052-533-0890
相談員や弁護士による労働相談		労働相談コーナー		052-589-1405
キャリアサ ポートセン ターあいち	職業適性検査を活用した相談	職業適性相談		052-485-7155
	在宅就業の相談・あっ旋	在宅就業相談		052-562-5016
	就労を支援するセミナーの開催	就労支援セミナー		052-485-7156
あいち子育て女性 再就職サポートセンター (ママ・ジョブ・あいち)	相 談 ・ カ ウ ン セ リ ン グ	名古屋市中村区名駅4-4-38 (ウイंकあいち17階) あいち労働総合支援フロア内		052-485-6996
ヤング・ジョブ・あいち(45歳未満の求職者対象)		名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル9階)		052-232-2351
職業選択サポート、就職相談など		あいち若者職業支援センター		052-232-2352
職業相談、面接対策などの就職支援 (35歳未満の若年求職者対象)		愛知わかものハローワーク		052-855-3760
職業相談、面接対策などの就職支援 (新卒及び既卒3年以内の若年求職者対象)		愛知新卒応援ハローワーク		052-855-3750

■ 女性相談・子ども相談・こころの健康相談

種 別	相 談 内 容	相 談 時 間	相 談 窓 口
親子のための 相談 LINE	子育ての不安や親子関係の悩みなど	名古屋市以外の県内にお住まいの方 午前 10 時～午後 8 時（毎日）	 ID 検索：@778asdia
		名古屋市にお住まいの方 24 時間 365 日	
家庭相談員 による相談	家庭における児童の養育、人間関係、その他の児童問題などの相談	（各相談窓口により異なる）	市福祉事務所・ 県福祉相談センター （P 22, 23 参照）
子ども・家庭 110 番	子どもに関するあらゆる悩みごと	月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 （祝日・年末年始は除く）	☎ 052-953-4152
女性悩み ごとの相談	女性相談支援員による夫婦、親子、結婚、離婚、DVなどの悩みごと相談	月～金曜日 午前 9 時～午後 9 時 土・日曜日 午前 9 時～午後 4 時 （祝日・年末年始・施設メンテナンス日は除く）	県女性相談支援 センター ☎ 052-962-2527
教育相談 「こころの電話」	青少年と子どもの教育について悩みを持つ保護者からの相談	午前 10 時～午後 10 時 （年末年始を除く毎日）	（公財）愛知県 教育・スポーツ 振興財団 ☎ 052-261-9671
あいち性と妊娠 相談 365 ライン	妊娠・出産、性に関する健康問題等の相談（LINE）	毎日午後 6 時～午後 10 時 （受付時間：24 時間）	 ID 検索：@535vluoc
女性の健康 相談	妊娠・出産に関する悩みや、思春期から更年期に至る女性の様々な心やからだの不安や悩みについての相談	月・火・木・土曜日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分 （祝日・お盆・年末年始は除く）	（公社）愛知県助産師会 ☎ 090-1412-1138
あいちこころ 365 ライン	こころの健康に関する相談	午前 9 時～午後 8 時 30 分 （毎日）	☎ 052-951-2881
あいちこころの サポート相談	こころの健康に関する SNS 相談 （LINE）	月曜～土曜 午後 8 時～午後 12 時 （午後 11 時 30 分まで受付） 日曜 午後 8 時～翌月曜 午前 8 時 （午前 7 時 30 分まで受付） ※相談状況については、下記の県 web ページをご確認ください。 URL： https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/kokoronosapo-to-line.html	 ID 検索：@aichi_soudan
	こころの健康に関する SNS 相談 （Facebook）		 ID 検索：@aichi_soudan

就 業 支 援

■母子家庭等就業支援センター（ガーネットあいち）による相談・支援

【問合先】 ☎ 052-915-8824 所在地：名古屋市北区金田町 3-11

ひとり親及び寡婦の方の就業を促進するため、無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等一貫した就業支援などを行っています。

仕事探しのスタートは自分自身を知ることです。

- ◎ どんな仕事に向いているのかわからない。 ◎ どんな資格をとればいいのかわからない。
- ◎ 何度面接しても採用されない。 ◎ 履歴書などの応募書類の書き方がわからない。
- ◎ ワーク・ライフ・バランスについて

仕事探しの悩みなど一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

① 無料職業紹介（対象者：母子・父子・寡婦）

② 就業支援講習会（対象者：母子・父子・寡婦）

働くための技能を習得する就業支援講習会を実施しています。

講 習 内 容	パソコン講習（初級・中級・仕事に役立つ）・調剤薬局事務・登録販売者・日商簿記3級・介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員研修（年によって講習内容には変更があります。）
日 程	原則として平日・土曜又は日曜コース週1回 計20～90時間（3～4か月程度）
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方
定 員	原則各回20人 （応募者多数の場合は抽選。一部の講習では託児サービスがあります。）
申 込 方 法	各講習の募集期間（5月・8月・11月）に、お住まいの市区町村の窓口に備え付けの申込み用紙を市区町村の窓口に提出してください。
受 講 料	無料（ただし、教材費等実費負担があります。）

③ 母子・父子自立支援プログラム策定（対象者：母子・父子）

ひとり親の方それぞれの状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行っています。

④ 求人情報等配信（対象者：母子・父子・寡婦）

ID 検索: @262xhmt



各種支援制度、求人情報、生活に役立つ情報等をスマートフォンやパソコンに配信しております。

⑤ キャリアカウンセリング

（母子家庭等相談窓口強化事業）（対象者：母子・父子・寡婦）

ひとり親の方それぞれの職歴や適性・希望に応じて、職業・生活設計を行い、計画的にスキルアップしていくために、専任の就業支援専門員が就職についての相談に応じ、就職の悩みに具体的なアドバイスをします。

キャリアカウンセリングを受けるには（予約制）

名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市を除く愛知県内にお住まいのひとり親及び寡婦の方

お住まいの住所	相談日
瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・ 尾張旭市・岩倉市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・ 長久手市・東郷町・豊山町・大口町・扶桑町	火・水
津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村	火・木
半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・ 美浜町・武豊町	火・水
碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・ みよし市・幸田町	木
豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村	金
県下全域 (名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市を除く)	月

予約窓口 母子家庭等就業支援センター（ガーネットあいち）

☎ 052-915-8824

〔時間〕 平日（月～金） 午前9時30分～午後4時30分

相談場所 ○お住まいの市町村役場

○ひとり親向け就業相談窓口（愛知県出来町庁舎1階）

場所：名古屋市東区出来町 2-8-21 ※JR大曽根駅から約450m

予約方法

- ① 母子家庭等就業支援センター（ガーネットあいち）へお電話ください。
- ② 電話口にて、「キャリアカウンセリングの予約を取りたいのですが・・・」とお伝えください。
- ③ 担当者が上記相談日でご希望の日時を伺い、予約状況にあわせて双方の都合のいい予約日を決定します。
※予約当日にご持参いただく書類などがある場合はその旨をお伝えします。
※相談時間は1回30分～45分程度です。（相談内容によって異なります）

■ 仕事のスキルアップ、資格取得の支援

◇母子・父子家庭自立支援給付金

【問合先】 市にお住まいの方・・・お住まいの市役所（P23 参照）

町村にお住まいの方・・・県福祉相談センター（P22 参照）

県内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給します。いずれも事前相談が必要であり、給付金によって児童扶養手当受給相当の所得要件等があります。（P21 参照）

① 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講する方に支給します。

対 象 者	母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方。 ※受給中に子が 20 歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象となります。
対 象 講 座	① 雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ② 雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座※ ③ 雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座※ ※専門資格の取得を目的とする講座に限る。
支 給 額	【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の6割相当額（12,000 円を超えない場合は支給されません。） ・上記①②を受講する場合：上限 20 万円 ・上記③を受講する場合：修業年数×上限 40 万円（上限 160 万円） ※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、修業年数の上限を 5 年とし、上限 200 万円となります。 ※ 資格取得後、訓練修了日から 1 年以内に就職等した場合は、追加で 2.5 割の支給の申請が可能となります。 【雇用保険該当者】 上記金額から、雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額
事 前 相 談	講座の受講開始前に、受講予定講座の指定を受ける必要があります。

② 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のため、養成機関で6ヵ月以上のカリキュラムを修業する方に支給します。

対 象 者	児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方。 ※受給中に子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象となります。
対 象 資 格	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、 理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等
支 給 期 間	修業期間の全期間(上限48ヵ月) ※准看護師から看護師の養成期間に引き続き進学する場合は上限60ヵ月
支 給 額	市町村民税 非課税世帯 月額 100,000 円 課税世帯 月額 70,500 円 なお、修学期間の最後の12ヵ月は、支給額が増額されます。 非課税世帯 月額 140,000 円 課税世帯 月額 110,500 円

③ 高等職業訓練修了支援給付金

②高等職業訓練促進給付金の対象として修業する養成機関の「修業開始日」及び「修了日」において一定の要件を満たす方に、修業期間修了後支給します。

対 象 者	児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方。 ※②高等職業訓練促進給付金の受給中に子が20歳に到達した場合も、修業期間を修了した場合に、対象となります。
支 給 額	市町村民税 非課税世帯 50,000 円 課税世帯 25,000 円

④ 高卒認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対策講座を受講する方に支給します。
※ひとり親家庭の児童も対象となります。

対 象 者	母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方
対 象 講 座	民間事業者などが実施する高卒認定試験対策講座 (高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は対象外)
支 給 額	ア 高卒認定試験受講開始時 対象講座の受講料の4割相当額(上限20万円、4,000円を超えない場合は支給されません。) イ 高卒認定試験受講修了時 対象講座の受講料の1割相当額(アと合わせて上限25万円、4,000円を超えない場合は支給されません。) ウ 高卒認定試験合格時 対象講座の受講料の1割相当額(ア、イと合わせて上限30万円) (受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に限られます。)※通信制の場合は、上限額がそれぞれ半額となります。
事 前 相 談	講座の受講開始前に、受講予定講座の指定を受ける必要があります。

⑤ 学士等取得支援給付金

高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等の取得を目指す方に支給します。

対 象 者	母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方
対 象 課 程	大学又は短期大学の課程(夜間及び通信の課程を含み、専門資格の取得を目的とする課程を除く)
支 給 額	修業のために支払った費用(入学金及び授業料)の6割相当額 (修業年数×上限40万円(上限160万円))

◇高等職業訓練促進資金の貸付

【問合せ先】社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 ☎052-915-8862

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の方に対し、貸付を行います。

○ 対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける母子家庭の母又は父子家庭の父

○ 貸付金の種類

貸付金の種類	貸付金額	申請期限
【入学準備金】 養成機関の入学時に必要となる経費	上限 50万円	養成機関に入学した日から起算して 11月を経過した日の属する月の末日
【就職準備金】 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職にあたって必要となる経費	上限 20万円	養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して 11月を経過した日の属する月の末日

※保証人がいない場合は有利子

○ 返還免除

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、継続して5年間従事した場合に貸付金の返還を免除します。

◇ひとり親家庭住宅支援資金の貸付

【問合せ先】社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 ☎052-915-8862

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の借上げに必要な資金について、貸付を行います。

○ 対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母または父子家庭の父

ア 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

※「児童扶養手当所得制限水準」を超過した場合であっても、1年に限り引き続き給付対象となります。

イ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

○ 貸付額

月上限7万円×12か月

○ 返還免除

1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職又は転職をし、就労を1年間継続した場合に貸付金の返還を免除します。

■ ひとり親家庭生活支援事業

【問合せ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方への総合的な支援として、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、以下の事業を実施しています（実施状況等は市町村ごとで異なります。）。

① 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施

② 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対して、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援を実施

■ ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣（ひとり親家庭等日常生活支援事業）

【問合せ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています（実施状況等は市町村ごとで異なります。）。なお、一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

<支援の内容>

保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

■ ひとり親家庭等児童の一時的な養育・保護

【問合せ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）

【ショートステイ事業】

保護者が傷病、冠婚葬祭、出張等により家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童の養育・保護を行っています。保護者が預入先の施設等へ連れて行くことが困難な時は、自宅を訪問し児童を預かります。この他、入所期間中には通学時の安全確保のための付添支援も行います（実施状況等は市町村ごとで異なります。）。なお、一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

【トワイライトステイ事業】

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等で児童への生活指導、夕食の提供等を行います（実施状況等は市町村ごとで異なります。）。なお、一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

■ 税金・年金保険料の軽減

【問合先】 市町村税又は年金担当課（P23 参照）

ひとり親家庭や寡婦の方は、所得税や市町村民税、国民年金の保険料が軽減される場合があります。詳しくはお住まいの市町村でお尋ねください。

■ 母子・父子家庭等の医療費の公費負担

【問合先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）

母子・父子家庭等の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を公費で負担しています。

○ 支給を受けることができる方

ア 母子家庭又は父子家庭の 18 歳以下（18 歳到達年度の末日まで）の児童とその児童を扶養している母又は父

イ 両親のいない 18 歳以下（18 歳到達年度の末日まで）の児童

（ただし、一定額以上の所得がある方には支給されません。（P21 参照））

○ 支給の内容

医療費・・・医療保険の自己負担額

■ 通勤定期の運賃の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、旅客鉄道会社（JRの鉄道）の通勤定期旅客運賃が3割引となります（通学定期は対象外）。

<利用方法> お住まいの市町村等で「特定者資格証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受けてください。

■ その他の生活支援

【問合先】 市町村子育て支援又は保育担当課

地域子育て支援拠点	地域の子育て家庭に対して、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行っています。
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録しておき、保育所までの送り迎え、保育所の開始前後や買い物等外出の際に子どもを預かるなど、地域で子育て支援を行う制度（有料）
病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、病気の回復期に至っていないものの、当面症状の急変が認められない子ども（病児）や病気の回復期にあるが、集団保育が困難な子ども（病後児）を一時的に保育する制度（有料）
こども誰でも通園制度	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童が対象で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所や幼稚園等を利用できる制度

住 ま い

■ 公営住宅への優先入居

◇ 県営住宅への入居

【問合せ先】 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所（P23 参照）

母子世帯・父子世帯等の場合、抽選募集において福祉枠で申し込むことができます。福祉枠で申し込みをすると抽選番号が2つ与えられます。

入 居 で き る 方	20 歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の方。 ただし、前年の収入が一定額以上ある場合は入居できません。
入 居 募 集 の 時 期	年 3 回（5 月・9 月・1 月）の定期募集（抽選）と常時募集（先着順）を行っています。

◇ 市町営住宅への入居

市町営住宅についても、母子世帯・父子世帯等への優遇措置を行っているところがあります。お住まいの市役所・町役場へお問い合わせください。

■ 県営住宅の家賃の減額

【問合せ先】 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所（P23 参照）

収入が一定の基準を下回る方は、家賃が減額される制度があります。

■ 母子生活支援施設への入所

【問合せ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）

母子生活支援施設は、生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、児童と一緒に入所できる施設で県内に 12 か所あります。

■ セーフティネット住宅

セーフティネット住宅とは、子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅です。（入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲は、住宅ごとに異なります。）

セーフティネット住宅の検索は、ご自宅のパソコンからインターネットで検索することが可能です。

「セーフティネット住宅情報提供システム」

URL:<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

教 育

【問合先】 教育関係問合先（P23 参照）

お子様が通っている学校に応じて、次の援助が受けられます。

就 学 援 助 制 度	小 ・ 中 学 校	児童扶養手当受給者等 ⇒学用品費等・医療費・学校給食費を補助 ※市町村によって異なります
私 立 小 中 学 校 等 授 業 料 軽 減 補 助 金	私 立 小 ・ 中 学 校 中 等 教 育 学 校 前 期 課 程	入学後に家計の急変があり一定の所得基準を下回った場合、授業料を補助
・ 授 業 料 等 減 免 制 度 ・ 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 制 度	県 立 高 校 ※市立高校に関する ことは、【問合 先】(P23)に記載さ れた連絡先までお 問い合わせください。	【授業料等減免制度】 市町村民税所得割額が非課税の世帯・児童扶 養手当を全額支給者等 ⇒入学料・授業料が免除されます 【高等学校等就学支援金制度】 世帯年収に関らず、日本国内に住所を有し、 日本国籍を有する、又は日本国籍を有しない が国籍・在留資格等の要件が認められた者 で、高等学校に通う者 ⇒就学支援金が支給され授業料が無償にな ります 【授業料及び受講料免除制度】 高等学校等就学支援金の受給権者 ⇒就学支援金の支給限度額を超えた授業料 （通信制課程の授業料に限る。）及び受 講料が免除されます
・ 私 立 高 等 学 校 等 授 業 料 軽 減 補 助 金 ・ 私 立 高 等 学 校 等 入 学 納 付 金 補 助 金 ・ 私 立 高 等 学 校 等 学 習 者 用 端 末 購 入 費 補 助 金	私 立 高 校 私 立 専 修 学 校 高 等 課 程 中 等 教 育 学 校 後 期 課 程	【授業料軽減補助】 ⇒補助上限 457,200 円 （高校全日制等の場合） 【入学納付金補助】※中等教育後期除く ⇒補助上限 200,000 円 （高校全日制等の場合） 【端末補助】 ⇒生活保護世帯又は県民税と市町村民税の 所得割額合算額が非課税となる世帯は、補 助上限 100,000 円 ⇒ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯） 及び多子世帯（所得制限あり）は、補助上 限 75,000 円

※児童扶養手当受給者以外の方でも、所得に応じて上記援助が受けられる場合があります。

手当・貸付

児童扶養手当、愛知県遺児手当

【問合先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

	児 童 扶 養 手 当	愛 知 県 遺 児 手 当														
対 象 者	次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度の末日まで、一定の障害があるときは20歳未満）の児童を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方。	愛知県内にお住まいの次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童を監護している母及び父、または養育している方。														
	・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障害にある児童 ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父または母が1年以上生死不明であったり拘禁されている児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・母が婚姻によらないで出産した児童 等															
支 給 期 間	・申請月の翌月分から支給 ・児童が18歳に到達した年度の3月分まで（児童に一定の障害があるときは20歳未満まで）	・申請月分から支給 ・申請月から5年間（支給停止期間※を含む） ※所得制限超過等により手当が支給されない期間。 ※受給資格を喪失した方が再び手当を申請された場合も、同じ児童の場合は、当初の支給開始月から通算して5年後までの支給となります。														
手 当 月 額	所得に応じて10円ずつ逓減します。	定額を支給します。														
	<table><tr><td></td><td>全部支給の場合</td><td>一部支給の場合</td></tr><tr><td>児童1 人のとき</td><td>48,050 円</td><td>48,040 ～ 11,340 円</td></tr><tr><td>児童2 人目以降 一人増すごとに</td><td>11,350 円加算</td><td>11,340 ～ 5,680 円加算</td></tr></table> ※年平均の消費者物価指数の変動に応じて改定されます。		全部支給の場合	一部支給の場合	児童1 人のとき	48,050 円	48,040 ～ 11,340 円	児童2 人目以降 一人増すごとに	11,350 円加算	11,340 ～ 5,680 円加算	<table><tr><td colspan="2">児童ひとりにつき支給開始月から</td></tr><tr><td>1 ～ 3 年目</td><td>4,350 円</td></tr><tr><td>4 , 5 年目</td><td>2,175 円</td></tr></table>	児童ひとりにつき支給開始月から		1 ～ 3 年目	4,350 円	4 , 5 年目
	全部支給の場合	一部支給の場合														
児童1 人のとき	48,050 円	48,040 ～ 11,340 円														
児童2 人目以降 一人増すごとに	11,350 円加算	11,340 ～ 5,680 円加算														
児童ひとりにつき支給開始月から																
1 ～ 3 年目	4,350 円															
4 , 5 年目	2,175 円															
支 給 制 限	・受給資格者及び配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は手当の全部もしくは一部が支給されません。（P21参照） ・公的年金等の額が手当月額よりも高い場合は、手当は支給されません。 ※公的年金等の差額支給について 令和3年3月分から手当月額と障害年金の併給調整方法が見直され、障害年金の子の加算部分の額が手当月額よりも低い場合には差額分の手当を受給できるようになりました。	・受給資格者及び配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は支給されません。（P21参照） ・公的年金等を受けることができる場合は受給できません(老齢福祉年金を除く)。														
支 給 日	原則奇数月の「11日」に2ヶ月分を支給	原則奇数月の「25日」に2ヶ月分を支給														
	支給対象月 5月(3,4月分)、7月(5,6月分)、9月(7,8月分)、11月(9,10月分)、1月(11,12月分)、3月(1,2月分)															
※これら以外の支給要件もありますので、詳細については問合先へお尋ねください。																

※これら以外の支給要件もありますので、詳細については問合先へお尋ねください。

○ 手当を受ける手続き

手当を受けるには、住所地の市区町村役場で認定請求の手続きをしてください。受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当は受けられません。

手当を受給してから、婚姻（事実婚含む）したり、所得の高い方と同居を始めた場合などは、速やかに市区町村役場に届け出てください。

※ 受給資格を喪失したあとに受け取った手当は、必ず返還していただくことになります。

○ 現況届、所得状況届

受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届（児童扶養手当）、所得状況届（愛知県遺児手当）を提出することになっています。期限までに必要な書類を添えて、住所地の市区町村役場に届け出てください。なお、この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期限内に必ず手続をしてください。

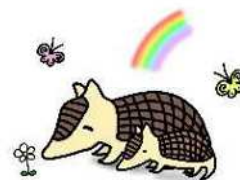
○ 児童扶養手当の一部支給停止について

児童扶養手当支給開始後5年経過又は、支給要件発生後7年経過した場合に、受給者やその親族の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない方は、手当の一部（2分の1）が支給停止となりますが、次の適用除外事由に該当する場合は、必要な書類を提出していただければ、一部支給停止はされません。

一部支給停止適用除外事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は、精神上的の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により、就業することが困難である。
- ⑤ 監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等により、介護する必要があるため、就業することが困難である。

対象となる方は事前に、お住まいの市区町村から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、それをお読みにになり、定められた期限内に必要な手続をしてください。詳細については、お住まいの市区町村の窓口にお問合せください。



■ 愛知県子育て応援給付金

【問合せ先】 「愛知県子育て応援給付金」コールセンター TEL：050-9014-8292

午前9時～午後5時まで（土日祝を除く）

※令和9年度以降は電話番号が変更になる場合があります。

（Web ページでお知らせします。）

○ 支給対象の方

令和5年4月1日以降に1歳6か月又は3歳に達し、1歳6か月児健診又は3歳児健診を愛知県内の市町村で受診した児童（支給対象児童）を養育している方で、以下の(1)又は(2)に該当する方

(1) 1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した月分の児童扶養手当を受給している

(2) 1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した年度（健診を受診した月が4月又は5月の場合
は前年度）において、世帯に属する人全てが市町村民税均等割が非課税又は免除され、住民
税課税者の被扶養者でない

○ 支給額

支給対象児童1人につき、5万円

○ 申請期間

1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した日から起算して6か月以内に申請してください。

申請期間を経過すると支給されません。

○ 支給手続

【あいち電子申請・届出システム】による電子申請又は郵送（紙媒体）による申請をお願いします。

必要書類等の詳細については、県 Web ページ「愛知県子育て応援給付金について」をご覧ください。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/ouenkyuufukin.html>

■ 養育費確保支援給付金

【問合せ先】 町村にお住まいの方・・・県福祉相談センター（P22 参照）

※ 同趣旨の制度を実施している市もありますので、各市にお問い合わせください。

○ 支給対象の方

県内の町村に居住するひとり親の方で、以下の要件をすべて満たす方

- (1) 養育費の取決めにかかる経費を負担した方
- (2) 養育費の取決めにかかる債務名義を有する方
- (3) 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方

○ 支給額

公正証書等の作成に要する経費 35,000 円以内

（公証人手数料、家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の取得費用 等）

○ 申請期間

公正証書等の作成日から6ヶ月以内

■ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【問合先】 市にお住まいの方・・・ お住まいの市役所 （P23 参照）

町村にお住まいの方・・・ 県福祉相談センター（P22 参照）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。

○ 貸付を受けることができる方

(1) 母子福祉資金

ア 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）

イ アが扶養している子

ウ 20 歳未満の父母のない児童

(2) 父子福祉資金

ア 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）

イ アが扶養している子

(3) 寡婦福祉資金

ア かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）

イ アが扶養している子

ウ 40 歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

※「配偶者のない」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

と死別や離婚等をしたものであって現に婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの

○ 貸付時期（予定）

(1) 新規貸付・・・年7回（5月、7月、9月、12月、1月、2月、3月）

(2) 継続貸付・・・年4回（5月、8月、11月、2月）

※貸付申請から貸付決定（不承認含む）まで2～3ヵ月を要します。申請にあたり事前相談を行う必要があるため、お早めにご相談ください。

○ 貸付金の種類

各資金の詳細については、お住まいの市町村ひとり親家庭福祉担当課（P23 参照）にお問合せください。

資金の種類	貸付対象			資金の内容	貸付限度額 (円)	据置期間	償還期間 (以内)	利息
	母子	父子	寡婦					
事業開始資金	母	父	本人	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,720,000 (複数の母子家庭の母等が共同し起業する場合 5,580,000)	1年	7年	保証人無 年1.0%
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金	1,860,000	6か月	7年	
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校に修学する場合に必要な資金（5年以内）	(月額) 68,000 一括 816,000 特別 運転免許 460,000	1年	20年	保証人有 無利子
就職支度資金	母又は児童等	父又は児童等	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	110,000 (特別 340,000)	1年	6年	無利子 (原則保証人有)
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)	6か月	6年 (特別7年)	保証人無 年1.0%
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金	260,000	6か月	3年	
医療介護資金	母又は児童等	父又は児童等	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金の自己負担分等にあてるための資金(介護分については、償還払いの際の一時立て替え経費を含む)	医療 340,000 (特別 510,000) 介護 500,000	6か月	5年	
生活資金	母	父	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭若しくは父子家庭になって7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中（1年以内）の生活資金	一般(月額) 118,000 (特別(一括) 354,000) 技能(月額) 141,000 (特別(一括) 423,000) 生計中心者でない場合 (月額) 79,000	6か月	技能20年 医介5年 生活安定8年 失業5年	
	母	父		家計急変者が児童扶養手当を支給されるまでの生活資金	児童扶養手当に準拠した額		10年	保証人有 無利子
結婚資金	児童等	児童等	子等	児童又は子が婚姻するのに必要な資金	340,000	6か月	5年	無利子 (原則保証人有)
修学資金	児童等	児童等	子等	高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学費等に必要な資金	(別表参照)	6か月	20年 専修一般5年	
就学支度資金	児童等	児童等	子等	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金	(別表参照)	6か月	(就学)20年 (修業)5年	
修業資金	児童等	児童等	子等	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金（修業施設在学学生）	(月額) 68,000 (特別 460,000)	1年	20年	

注)特別貸付の適用基準

住宅資金:災害時により特に必要と認められる場合及び老朽等により増改築を行う場合

医療介護資金:所得税非課税世帯

技能習得資金:年度初め等に必要額が貸付限度額の月額を超える場合又は自動車運転免許取得の場合

修業資金:高校3年在学時に就職を希望する児童で、就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合

就職支度資金:通勤のために自動車が必要であると認められる場合

別表(修学資金限度額表 年収900万円以下)

(単位：円)

				1年	2年	3年	4年	5年
修学資金	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
			自宅外	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
			自宅外	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
			自宅外	96,500	96,500			
		私立	自宅	93,500	93,500			
			自宅外	131,000	131,000			
	専修学校 (専門課程又は 専攻科)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
		私立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
			自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
	大 学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
		私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
	大 学 院	修士課程 (博士前期課程)	—	132,000	132,000			
		博士課程	—	183,000	183,000	183,000		
	専修学校 (一般課程)	—	—	55,500	55,500			

別表(修学資金限度額表 年収900万円超)

(単位：円)

				1年	2年	3年	4年	5年
修学資金	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
			自宅外	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
			自宅外	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
			自宅外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
	短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
			自宅外	86,500	86,500			
		私立	自宅	86,500	86,500			
			自宅外	110,500	110,500			
	専修学校 (専門課程又は 専攻科)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外	77,500	77,500	77,500	77,500	
		私立	自宅	84,500	84,500	84,500	84,500	
			自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	大 学	国公立	自宅	69,500	69,500	69,500	69,500	
			自宅外	92,500	92,500	92,500	92,500	
		私立	自宅	95,000	95,000	95,000	95,000	
			自宅外	121,000	121,000	121,000	121,000	
	大 学 院	修士課程 (博士前期課程)	—	132,000	132,000			
		博士課程	—	183,000	183,000	183,000		
	専修学校 (一般課程)	—	—	55,500	55,500			

※日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。

別表(就学支度資金限度額表)

(単位:円)

就 学 支 度 資 金	(ア) 小学校	91,600		
	(イ) 中学校	101,000		
	(ウ) 高等学校 専修学校(高等課程)		国公立	私 立
		自 宅	150,000	410,000
		自 宅 外	160,000	420,000
	(エ) 大学、大学院、短期大学、 高等専門学校、 専修学校(専門課程又は専攻科)	自 宅	420,000	580,000
		自 宅 外	430,000	590,000
	(オ) 専修学校(一般課程)	自 宅	150,000	
		自 宅 外	160,000	
	修業施設に入所する場合	中学卒業生 上記(ウ)の国公立又は(オ)に準ずる		
		高等学校卒業生		
		自 宅	272,000	自 宅 外 282,000

※大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けられる場合の限度額は、所定の額から当該免除の額に相当する額を控除した額とする。

○ 貸付金の償還（返還）

- (1) 償 還 方 法 … 月賦、半年賦、年賦のいずれかによる
- (2) 違 約 金 … 延滞した償還元利金額に対し、年3%（令和2年3月31日までは年5%）の割合で延滞期間に応じて発生

○ その他

- ・ 離婚が成立していないDV被害者が長期にわたって配偶者から「遺棄されている」状態が継続するとみられる場合は、貸付制度を利用することができます。
- ・ 原則として連帯保証人が必要となります。
また、修学資金等については児童又は子等が連帯借受人となります。
- ・ 貸付申請には、戸籍謄本等の添付書類が必要です。
- ・ 貸付について審査を行いますので、必ず貸付を受けることができるとは限りません。
また、御家庭の収支状況について詳しくお伺いすることがあります。原則無利子ですが、一部有利子（1.0%）となる場合があります。



主な制度の所得制限等

母子・父子家庭自立支援給付金、手当等の制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、受給することができない場合があります。

なお、児童の父（又は母）から支払われる養育費についてはその金額の8割が所得に加算されます。

<所得制限の一覧>（令和8年4月現在）

区 分			扶養家族数					
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 目 以 降 の 加 算 額	
			円	円	円	円	円	
母子・父子 家 庭 自立支援 給付金		高等職業訓練促進給付金 高等職業訓練修了支援給付金		2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
		自立支援教育訓練給付金 高卒認定試験合格支援給付金 学士等取得支援給付金		母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けていること				
児 童 扶 養 手 当	受 給 資 格 者 ※1	全 部 支 給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000	
		一 部 支 給 停 止	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000	
	配偶者 ※2 扶養義務者 ※3		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
愛 知 県 遺 児 手 当		受 給 資 格 者 ※ 1	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000	
		配偶者 ※2 扶養義務者※3	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
母 子 ・ 父 子 家 庭 医 療 ※ 4			2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000	

注1) 高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金について、上記表中の所得を超過した場合であっても1年に限り、引き続き給付対象となります。

注2) 受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に100,000 円が、特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る））がある場合は1人につきこの額に150,000 円加算されます。

配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）この額に60,000 円が加算されます。

※1 受 給 資 格 者：母子家庭の場合の母、父子家庭の場合の父など。

※2 配 偶 者：父・母に障害がある場合や父母がおらず祖父母等が養育しているような場合。

※3 扶 養 義 務 者：受給資格者と生計を同じくする受給資格者の祖父母、父、母、兄弟姉妹など。

※4 一部自治体で所得制限を緩和しています。

☎ 問 合 先

<県福祉相談センター>

名 称	電 話
尾 張 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課	052-961-7211 (代)
海 部 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課	0567-24-2111 (代)
知 多 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課	0569-31-0121
西 三 河 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課	0564-27-2719
豊 田 加 茂 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課	0565-33-0294
新 城 設 楽 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課 設楽駐在	0536-63-0070
東 三 河 福 祉 相 談 セ ン タ ー 地域福祉課	0532-54-5111 (代)

<児童相談センター>

名 称	所在地・電話	管轄区域
中 央	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 電話 052-961-7250	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町
海 部	〒496-0047 津島市西柳原町 1-14 電話 0567-25-8118	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村
知 多	〒475-0903 半田市出口町 1-36 電話 0569-22-3939	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町
西 三 河	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4 電話 0564-27-2779	岡崎市、西尾市、幸田町
豊 田 加 茂	〒471-0024 豊田市元城町 4-45 電話 0565-33-2211	豊田市、みよし市
新 城 設 楽	〒441-1326 新城市字中野 6-1 電話 0536-23-7366	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東 三 河	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4 電話 0532-54-6465	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
一 宮	〒491-0917 一宮市昭和 1-11-11 電話 0586-45-1558	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、大口町、扶桑町
春 日 井	〒480-0304 春日井市神屋町 713-8 電話 0568-88-7501	春日井市、小牧市
刈 谷	〒448-0851 刈谷市神田町 1-3-4 電話 0566-22-7111	碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市

<市役所>

市町村名	電話
名古屋市子ども未来企画課	052-961-1111
豊橋市子育て支援課	0532-51-2111
岡崎市子育て支援室	0564-23-6000
豊田市おやこ応援課	0565-34-6966
一宮市子育て支援課	0586-28-8100
瀬戸市子ども未来課	0561-88-2631
半田市こども育成課	0569-84-0658
春日井市こども家庭支援課	0568-85-6208
豊川市子育て支援課	0533-89-2133
津島市子育て支援課	0567-24-1111
碧南市こども課	0566-95-9852
刈谷市子育て推進課	0566-62-1061
安城市こども課	0566-71-2229
西尾市家庭児童支援課	0563-65-2179
蒲郡市子育て支援課	0533-66-1108
犬山市子育て支援課	0568-44-0323
常滑市子育て支援課	0569-47-6150
江南市子ども未来課	0587-50-0261
小牧市こども政策課	0568-76-1129
稲沢市子育て支援課	0587-32-1296
新城市子ども未来課	0536-23-7622
東海市こども課	052-613-7661
大府市こども若者支援課	0562-45-6229
知多市子ども若者支援課	0562-36-2656
知立市こども家庭課	0566-95-0120
尾張旭市子ども未来課	0561-76-8149
高浜市介護障がいグループ	0566-95-9557
岩倉市こども家庭課	0587-38-5810
豊明市子育て支援課	0562-85-3950
日進市子育て支援課	0561-73-4183
田原市子育て支援課	0531-23-3513
愛西市子育て支援課	0567-55-7118
清須市こども家庭課	052-400-2911
北名古屋市こども家庭課	0568-48-0193
弥富市児童課	0567-65-1111
みよし市こども政策課	0561-32-8034
あま市子ども福祉課	052-444-3173
長久手市子ども家庭課	0561-56-0633

<町村役場>

市町村名	電話
東郷町こども課こども保健推進室	0561-38-3111
豊山町子ども応援課	0568-28-0936
大口町こども課	0587-94-1222
扶桑町子ども課	0587-92-4128
大治町子育て支援課	052-444-2711
蟹江町こども福祉課	0567-95-1111
飛島村福祉課	0567-52-1001
阿久比町児童保育課	0569-48-1111
東浦町子育て支援課	0562-83-3111
南知多町健康こども課	0569-65-0711
美浜町健康・子育て課	0569-82-1111
武豊町子育て支援課	0569-72-1111
幸田町福祉課	0564-62-1111
設楽町町民課	0536-62-0519
東栄町福祉課	0536-76-1815
豊根村住民課	0536-85-1313

<愛知県住宅供給公社>

名称	電話
名古屋尾張	
住宅管理事務所	052-973-1791
// 一宮支所	0586-28-5411
// 海部駐在	0567-24-7330
// 知多支所	0569-23-2716
三河	
住宅管理事務所	0564-23-1863
// 知立支所	0566-84-5677
// 豊田加茂支所	0565-34-2001
// 東三河支所	0532-53-5616

<教育関係お問い合わせ先>

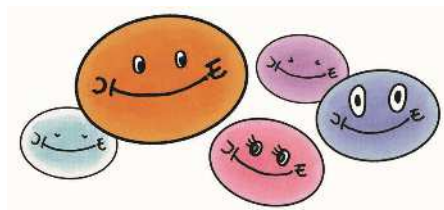
制度名	電話
就学援助制度	通学先の学校又は各市町村教育委員会
公立高等学校授業料等減免制度 公立高等学校等就学支援金制度	通学先の学校
	(県立高校)：愛知県教育委員会財務施設課 (電話052-954-6762)
	(名古屋市立高校)：名古屋市教育委員会学事課 (電話052-972-3385)
	(豊橋市立高校等)：豊橋市教育委員会教育政策課 (電話0532-51-2805)
県立高等学校 授業料及び受講料免除制度	通学先の学校又は愛知県教育委員会財務施設課 (電話052-954-6762)
私立小中学校等授業料軽減補助金	通学先の学校又は愛知県民文化局
私立高等学校等授業料軽減補助金	学事振興課私学振興室
私立高等学校等入学納付金補助金	(電話052-954-7477)

あいち県民福祉憲章

わたくしたち愛知県民は、互いに尊敬し合い、長寿を喜び合える
「福祉あいち」をみんなで作ることをめざし、ここに憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 健康に心がけ、生き生きとした人生をつくれます。
- 2 家族のきずなを大切にし、温かい家庭をつくれます。
- 3 互いに助け合い、経験や能力を活用できる社会をつくれます。
- 4 安全で、安心して暮らせる街をつくれます。
- 5 明日を担う子どもたちが健やかに育つ社会をつくれます。



愛 知 県
福祉局児童家庭課
2026年7月発行